

乳幼児医療費助成制度

4月から申請手続きや自己負担が改正

乳幼児の保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、市では、医療費の一部を助成しています。その申請方法や自己負担の額が平成15年4月診療分から改正されます。

対象となる医療

対象となる医療は次のとおりです（従前どおり）。

- 3歳未満の乳幼児…通院、入院
- 3歳以上小学校就学前の幼児…入院

ただし、保険の適用を受けないものは対象となりません。

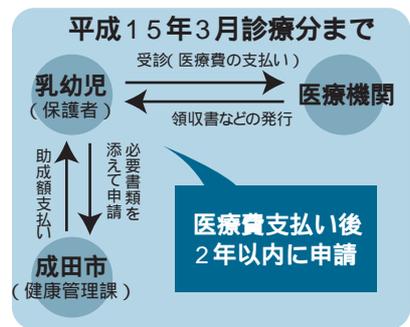
受診前に受給券の交付を

平成15年4月診療分からは、「受給資格の登録申請」により市から交付された「受給券」と健康保険証を契約医療機関に提示すれば、窓口で支払う自己負担が一定額または無料になります（ただし、県内の契約医療機関以外および県外の医療機関で受診した場合はこれまでと同様の手続きが必要）。

受給資格の登録申請は

「受給券」の交付を受けたい人は、申請書に乳幼児が加入している健康保険証の写し、平成14年度世帯全員の住民税課税証明書（平

乳幼児医療費助成制度の申請方法



大切に保管を

成14年1月1日に成田市に住民登録がない人のみ)を添えて健康管理課(保健福祉館内)へ、「受給資格の登録申請」をしてください。後日「受給券」が送付されます。また、受給券の内容が変更になったときや受給券を汚してしまったり、なくしてしまったりしたときも、届け出が必要です。市外へ転出するときや、小学校へ入学するときは受給券を返却してください。

自己負担は

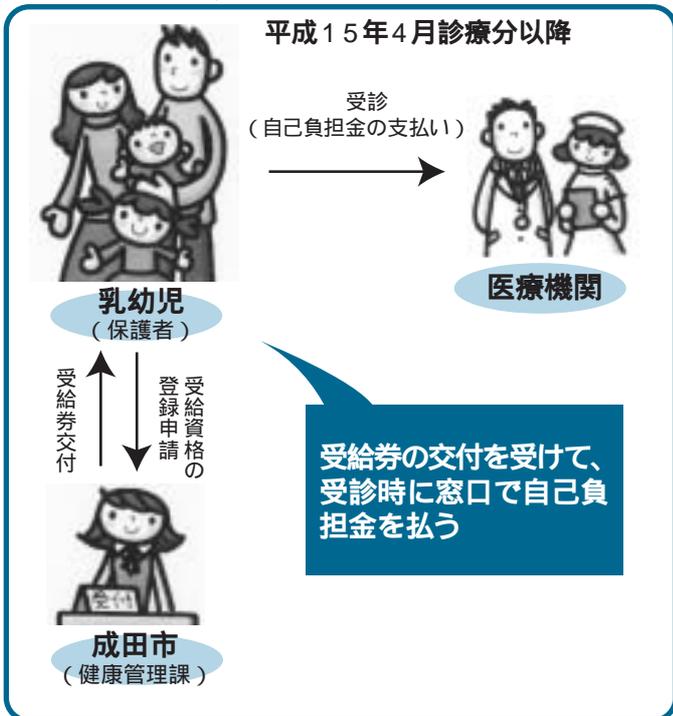
一定額または無料に

医療機関で支払った自己負担は次のとおり、一定額または無料になります。

- 通院…1回につき200円
- 入院…1日につき200円
- 調剤…自己負担なし

ただし、乳幼児の属する世帯全員の住民税が非課税または均等割のみ課税の場合は、自己負担はあ

平成15年4月診療分以降



りません。

平成15年3月診療分までは

平成15年3月診療分までは、医療費を支払った後、医療費計算書、領収書などを添付して健康管理課へ申請してください。申請期限は医療費を支払ってから2年です。

乳幼児医療費の助成についてくわしくは健康管理課(☎271111)へ。

こんなときには 届け出を

老人保健制度は、各健康保険制度と連携しているものです。老人医療の受給者が住所や健康保険が変わったときなどは、左表のとおり届け出が必要です。

いざというとき慌てないためにも届け出は忘れずにお願ひします。

くわしくは保険年金課（☎201526）へ。

こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
転入してきたとき	健康保険証・ 負担区分証明書
* 転出するとき	医療受給者証
* 死亡したとき	医療受給者証
* 住所が変わったとき	医療受給者証
加入している医療保険が変わったとき	健康保険証・医療受給者証
65歳以上で寝たきりなどになったとき	印鑑・健康保険証と身体障害者手帳、国民年金証書、診断書のいずれかの書類
生活保護を受けるようになったとき	印鑑・医療受給者証

(注) *印のある届け出をする場合は、国民健康保険証と介護保険証も併せてお持ちください。

支払いを受けたら 年金証書は保険年金課へ

老齢福祉年金は明治44年以前に生まれた人など、限られた人が受給している年金です。この年金の4月期の支払いを受けた人は、速やかに年金証書を保険年金課へ提出してください(次回8月期分の新年金額を記入します)。

くわしくは同課（☎2026）へ。

前納は 4月30日までに

平成15年度国民年金保険料納入通知書は、社会保険庁から郵送されます。1年分を前納する人や半年分前納する人は、4月30日(水)までに最寄りの金融機関や郵便局で納めてください(保険料の割り引きがあります)。

4月中旬を過ぎても納入通知書が届かない場合は、千葉社会保険事務局佐原事務所(☎0478 55 1661)へ連絡してください。

学生納付特例制度

保険料が 納められないときは

学生納付特例制度は学生で国民年金保険料を納められないとき、保険料納付を猶予し、卒業してから後払い(追納)できる制度です。手続きは年金手帳、学生証(写しでも可)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持って保険年金課へ。申請は毎年度必要です。

くわしくは同課（☎201526）へ。

都市計画区域マスタープラン

素案の縦覧と公聴会を開催

都市計画区域ごとに策定される「都市計画区域の整備、開発および保全の方針」は、都市計画の目標、決定方針などを明らかにするもので、市で作成した原案をもとに、県が素案の取りまとめを行いました。また、これと併せて「区域区分」についても計画書の変更が行われる予定です。

今後、みなさんからの意見を聞きながら、これらの都市計画案を作成していくため、次のとおり素案を縦覧するとともに公聴会を開催します。

素案の縦覧

期間=4月4日(金)~18日(金)(土・日曜日を除く)
時間=午前9時~午後5時

場所=都市計画課 市役所5階 および県都市政策課

内容= 都市計画区域の整備、開発および保全の方針、区域区分(計画書の変更)

公聴会の開催

日時=5月17日(土) 午前10時から
場所= 富里市中央公民館大会議室(富里市七栄652-1)

公述人の資格= 成田市に住所がある人(法人を含む)

公述の申し出の方法= 公述を希望する人は、知事あての申出書に住所、氏名、年齢などを記載のうえ、述べようとする意見の要旨を添えて、都市計画課(〒286-8585 花崎町760)

に提出してください。公述申出書の様式は、同課にあります。

公述申出書の提出期間=4月4日(金)~18日(金) 郵送の場合は提出期間の最終日の消印のあるものまで有効)

なお、公述人がいない場合は、公聴会を中止します。

公聴会についての問い合わせは都市計画課(☎20-1560)または県都市政策課(☎043-223-3161)へ。なお、公聴会当日の問い合わせは富里市中央公民館(☎92-1211)へ。

市税の納付

最寄りの金融機関や郵便局の窓口で納められます

市税(固定資産税・都市計画税) 市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税)は銀行・信用金庫・農協など市の指定金融機関や収納代理金融機関のほか、郵便局(関東1都6県内・山梨県内)の窓口でも納められます。

ただし、納期を過ぎてしまったときや、関東地方以外の郵便局で納めるとき(郵便局専用の払込票が必要となります)は、税務課まで連絡してください。

税金の前納で 報奨金を交付

市・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税を第1期の納期内に一括全納すると前納報奨金が交付されます。最高額は、市・県民税で3,250円、固定資産税・都市計画税では4,500円です。ぜひご利用ください。

固定資産税・都市計画税の第1期の納期=5月16日(金)~6月2日(月)

市・県民税の第1期の納期=6

月16日(月)~30日(月)

納税は便利で確実な 口座振替で

市税を納めるとき、口座振替制度を利用すれば、市の指定金融機関・収納代理金融機関や郵便局の預金口座から納期(最終日)ごとに自動的に振り替えることができます。一度手続きをすれば、納付のたびに金融機関や郵便局へ出向く必要がなくなり大変便利です。

口座振替を希望する人は、納期の2カ月前までに、納税通知書と預金通帳・印鑑を持って取扱金融機関や郵便局で申し込みをしてください。なお、次のことに注意してください。

- 固定資産税(都市計画税を含む)は納税通知書ごとに申し込んでください。
- 軽自動車税は同一名義であれば全台数分が一括で口座振替の対象になります。

○口座振替は、翌年度以降も継続されますので、変更や停止を希望するときは、金融機関や郵便局へ申し込んでください。

望するときは、金融機関や郵便局へ申し込んでください。

○口座振替分の領収証書は発行しませんので、通帳への記帳で確認してください。軽自動車税のうち車検に必要な車種分については、車検用納税証明書を送付します。

○口座振替ができなかった場合は、口座振替不能通知書(窓口用の納付書を兼ねたもの)を送りまますので、最寄りの金融機関で納めてください。

くわしくは税務課 ☎20 1 513)へ。

固定資産課税台帳

4月1日から 閲覧できます

固定資産課税台帳の閲覧が4月1日からできます。閲覧を希望する人は、運転免許証や健康保険証など、本人であることを確認できるものを持参してください。

場所：資産課税市役所2階
時間：午前8時30分~午後5時
閲覧できる人：所有者本人、所有者と同居の親族、所有者の委任状を持参した人、納税管理人

借地・借家人

なお、台帳に記載された価格に不服がある場合には、課税台帳に価格などを登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日まで、固定資産評価審査委員会に文書で審査を申し出ることができます。

くわしくは資産税課 ☎20 1 514)へ。

水道料金の納付

支払いは納期内に

水道事業はみなさんの水道料金を運営されています。水道料金を納期内に支払わない場合は、督促状や給水停止予告書を送付しています。これらにもかかわらず支払いがない場合には、給水を停止する場合がありますのでご注意ください。

水道料金の支払いは、金融機関などの窓口やコンビニでもできますが、市では、便利で確実な口座振替制度をお勧めします。

くわしくは市水道部業務課 ☎22 0269)へ。

水道メーターの交換

委託を受けた業者が交換に伺います

水道メーターは、計量法により使用期間が8年と定められています。このため、使用期間が満了となる水道メーターについては、順次交換を行っています。該当する家庭や事業所などに、市から委託を受けた業者が交換作業に伺いますので、ご協力ください。

なお、交換費用は無料です。

くわしくは市水道部工務課 ☎22 0269)へ。

4月の水道の排水作業日程

市水道部では赤水の発生を防ぐため、次の予定地区において水道の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水あるいは、まれに赤水になることもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
4月7日(月)	並木町 大久保台・成瀬台 地区	午後10時
4月8日(火)	並木町(上記以外)・不動ヶ岡地区	午後10時
4月9日(水)	飯田町・囲護台地区	午前4時

くわしくは市水道部工務課 ☎22-0269)へ。

消費生活相談 Q&A

Q 全国ではどのような消費生活相談があり、また、最近急増しているトラブルは何ですか。

A 国民生活センターの資料(2002年1月～10月)によると、次の項目が注意を要するものです。

食品についての偽装問題続発
出資金投資商法で広範な被害
中国製ダイエット健康食品で死亡
多重債務者の相談が急増し、ヤミ金融の問題も深刻化
次々販売や介護サービス契約をめぐるトラブルに巻き込まれる高齢

2002年の主な消費生活相談

者が増加
アポイントメントセールスなどの相談が増加
ワン切りや迷惑メールのトラブル続く
訪問販売の住宅リフォームトラブル増加
投資型金融商品の消費者被害が後を絶たない
また、上記のほかにもトラブルが急増している点検商法が目目されます。業者は布団、飲み水、床下、雨漏り、耐震などの「点検」を口実に消費者宅を訪問します。「このままではダメだ、すぐに〇〇したほうが



よい」と事実と異なることを言い立て、新たに布団類、掃除機、浄水器、床下換気扇、白アリ駆除、屋根工事、耐震工事などの販売勧誘をするようです。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

相談日

相談名	日	時間	場所	問い合わせ先
市民(行政)相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
人権・行政合同相談	17日(木)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	15日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	15日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	10日(木)・24日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	19日(土)	13:00～16:00	中央公民館会議室	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業相談 来所前に必ず電話を入れてください	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (住宅の電気に関する相談も含む)	10日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 7日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	3日(木)・17日(木)	9:00～12:00	〃	〃
介護相談	10日(木)	14:00～16:00	セントアンナ在宅介護支援センター ☎35-6071	高齢者福祉課☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	28日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課☎20-1536
健康体力相談	毎週火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階) ☎20-6336	〃
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234